

地域計画

策定年月日	令和7年3月28日
更新年月日	令和 年 月 日 ()
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	日向市 (45206)
地域名 (地域内農業集落名)	田野地区 (田野集落、蕨野集落、稲葉野集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	37.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	35.5 ha
② 田の面積	34.6 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.9 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	11.7 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.5 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	21.1 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	9.5 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は、過疎化や高齢化、農業用施設の老朽化等により、将来における担い手不足の深刻化が懸念されている。また、近年では鳥獣被害や自然災害による農業収益の減少も著しくなっており、当地区の農業を取り巻く環境は年々厳しくなっている。

そのような中、当地区では多面的機能支払交付金事業に取り組む田野地区農地・水・環境部が主体となって、遊休農地の解消や農業用施設等の適正管理を行うなど、地域の担い手不足を補っている。

地域計画策定後は、市や農業委員会と連携し、賃貸借希望の農地を取りまとめ台帳化するなど、地域外を含めた若手農業者や法人等が入りやすい環境を構築していくことも必要である。併せて、地域内における作業受託担い手の確保など地域課題の解消に向け、地域ぐるみで話し合いを進めていくことも重要である。

【データ】

農業者(耕作者):49人(うち50歳代以下15人)

保全組合等:田野地区農地・水・環境部

主要栽培品目:水稻、WCS、野菜、ミニトマト、へべす、ブロイラー等

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

WCSやへべすなど地域の特性を生かした品目の生産を推進するとともに、農地・水・環境部の共同活動を推進し地域コミュニティの醸成を図りながら、農業用施設や鳥獣防止柵の適正管理、遊休農地の解消を図っていく。また、水稻生産においては、地域内作業受託の推進を目指し、受託体制の構築に向けた話し合いを進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

後継者が明確となっている農地については、所有権に基づき継続した利用を推進する。また、後継者不在となっている農地については、賃貸借等の希望を確認し、地域外の担い手や法人を募り、可能な限り農地集積・集約化を進める。

(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	18	%	将来の目標とする集積率 30 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地・水・環境部が話し合いの中心となって、水稻やWCSの集積を図っており、今後も近郊の畜産農家との耕畜連携により、面積拡大を目指していく。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手への集積を進めるとともに、WCSやヘベス等地域で推進する品目ごとに団地化を図るなど、農用地の効率的利用を推進する。集積がある程度まとまったら、農地中間管理事業の導入を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方法
農地中間管理事業の活用を検討し、担い手への経営意向を踏まえ、集約化を進めていく。地域外を含めた多様な担い手の誘致を検討する。
(3)基盤整備事業への取組
担い手のニーズを踏まえ、多面的機能支払交付金を活用しながら農業用施設の維持に努めるとともに、ポンプ等大型備品の更新を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
市や県、JA等と連携し農地の集約化や作業受託の推進を図るとともに、農地中間管理事業を活用し、多様な経営体を誘致しやすい環境づくりに努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内での作業受託を推進し、水稻栽培等の経営コストの削減を支援する。また、多面的機能支払交付金を活用し、計画的な除草対策や施設管理を行うことで、新たな遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ①イノシシやシカの被害が拡大しないよう防護柵の維持管理や機能向上に努め、地域ぐるみで鳥獣害を寄せ付けない環境づくりに取り組む。
- ⑧農地・水・環境部を中心に地域ぐるみで農地、農業用施設の維持管理に取り組む。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	40経営体		31.7 ha	6 ha		25.6 ha	7 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。
注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。
注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)
農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。
また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。
必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。